

# 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

伊勢市(以下「甲」という。)と株式会社キナン(以下「乙」という。)は、地震等の災害時におけるレンタル機材の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

## (目 的)

第1条 この協定は、伊勢市内に地震災害、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)に、乙が保有する仮設トイレ、投光機、冷暖房機器、発電機、トラック(クレーン付)、その他のレンタル機材(以下「機材」という。)を甲に提供することについて定め、もって被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧を図ることを目的とする。

## (要 請)

第2条 甲は、災害時において被害の拡大が予想されると判断したときは、乙に対し、乙の保有する供給が可能な機材の提供等を要請することができる。

2 乙は、前項の協力に対応するため、機材の供給可能な体制を保持するよう努めるものとする。

## (要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、機材提供要請書(別紙)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することが出来るものとし、後日速やかに機材提供要請書を乙に提出するものとする。

## (機材の運搬、設置、引渡し)

第4条 機材の設置及び引渡し場所、運搬経路は、甲、乙協議の上決定するものとし、設置及び引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定するものが行う事とする。

2 乙は、機材の運搬に当たり、道路の不通等により、提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

3 甲は、当該設置及び引渡し場所に職員を派遣し、機材を確認のうえ引き取るものとする。

4 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることが出来る。

(費用の負担)

第5条 甲は、機材の提供、設置及び運搬に必要な費用を負担するものとし、その額は、乙が通常賃貸している価格により算出した額とする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日とする。但し、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和2年8月26日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

乙 三重県伊勢市小木町28

株式会社キナン 伊勢営業所

所 長 池田 信昭